

## ②給水装置工事の概要及び設計審査について



つぎに、給水装置工事の概要及び設計について説明します。

## 講義内容（給水装置工事の概要及び設計）

- 1) 給水装置工事の概要
- 2) 給水装置工事の設計審査
- 3) 工事申込に関する事務手続き等

②給水装置工事の概要及び設計審査について

21

説明する内容は、こちらのとおりです。

### 【参考】

法令関係と工事の流れに関する「給水装置工事の概要」  
設計の概要説明に関する「給水装置工事の設計審査」  
最後に「工事申込に関する事務手続きについて」  
の3点です。

## 1) 給水装置工事の概要

### ・水道法・札幌市水道事業給水条例

「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事（新設・改造・修繕・撤去）をいう。

### ・指定給水装置工事事業者

**水道事業者が策定した施行基準（給水装置工事設計施工指針）に基づき、適正な給水装置の設置と工事の円滑な施工を行う。**

(指針P.2～)

給水装置工事は、

・水道法 第3条第11項 及び 札幌市水道事業給水条例(以下給水条例とします) 第3条で、

給水装置の設置又は変更の工事 工事種別を、新設・改造・修繕(※2)・撤去としています。

・指定給水装置工事事業者である皆様は

水道事業者が策定した施工基準、札幌市の場合、給水装置工事設計施工指針になります。

これをもとに工事を行っていただくことになります。

・ただし、給水装置工事のうち、修繕については、申請、設計審査などは不要です。

検査係の取り扱いで、施工届・図面提出は必要です。

【参考】※質問が無ければ割愛

○指定給水装置工事事業者制度(平成8年水道法改正)

政令に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合することを確保するため、それまで各水道事業者が供給規定(給水条例等)などに基づき運用し

ていた指定工事店制度を規制緩和の目的で水道法に位置付けた  
給水装置工事のうち、修繕については、申請や設計審査などは不要  
であるが、検査係の取り扱いとなり、施工届や図面の提出は必要

## 1) 給水装置工事の概要

### 【給水装置工事の流れ】

- |  |   |
|--|---|
| ① <b>工事受注</b><br>⇒需要者等から工事施行依頼             | ⑥ <b>水道事業者の竣工検査</b><br><b>工事完了連絡、検査申込書・</b><br><b>しゅん功図提出</b> |
| ② <b>調査、計画立案・設計、</b><br><b>給水装置工事申込書作成</b> | <b>検査手数料の納入</b>   |
| ③ <b>水道事業者の審査、審査手数料等納入</b>                 | ⑦ <b>書類検査・メーター支給</b>  |
| ④ <b>施工の承認</b>                             | ⑧ <b>現地検査（通水）</b>   |
| ⑤ <b>工事の施工</b>                             | ⑨ <b>引渡し</b>  |

②給水装置工事の概要及び設計審査について

23

工事の流れは、こちらのとおりとなります。

①まず、需要者や建築会社等から工事施工依頼（見積もり依頼）があり、工事を受注、契

約することとします。

②現地調査、水道事業者・他の関係官公署との調整

給水装置の計画、使用材料の選定、給水装置工事申込書のほか添付する設計図面・水理計算書などの作成を行っていただくこととなります。

③その後、札幌市水道局にお越しいただき、設計審査を受けていただき、手数料等の納入していただき、④施工承認となります。

⑤工事を施工し、⑥完了したのちは、水道事業者のしゅん工検査となります。しゅん功図などを提出いただき

⑦書類検査を行い、完了すれば水道メーターを支給

⑧現地での通水検査などがおわれば、完了です。

## 2) 給水装置工事の設計審査

### (設計審査の必要性)

- 設計審査は、給水装置工事の適正な施工を確保するため、事前に設計図等により、構造・材質や施工方法が、法令及び札幌市の基準に適合していることを確認するために行う。
- 構造材質基準に適合しない給水管、給水用具又は工法によって施行された場合には、安全な水の安定供給が損なわれるおそれや、水質基準に適合しない水が給水管から配水管へと逆流し、公衆衛生上大きな被害が生じるおそれがあります。

次に設計審査の必要性です。

給水装置は、水道事業者(水道局)の配水管に直結して設けられるものであるため、給水装置の構造・材質が不適切であると、安全な水の安定供給が損なわれるおそれや、水質基準に適合しない水が給水管から配水管へと逆流し、公衆衛生上大きな被害が生じるおそれがあります

#### 【参考】※質問が無ければ割愛

・指定給水装置工事事業者制度は、政令に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合することを確保することなどを目的として法改正(平成8年水道法改正

⇒H10施行)されたもの(それまで各水道事業者が供給規定(給水条例等)などに基づき運用していた指定工事店制度を規制緩和(各事業者ごとに制度が異なるなど)の目的で水道法に位置付けた)

・給水装置工事主任技術者の国家資格創設により、工事を適正に施行できる全国統一的な技術水準の確保を図った

## 2) 給水装置工事の設計審査

### 【工事申込み・設計審査】

- 給水装置〇〇（兼設計審査）申込書
- 図面  
位置図、平面図、平面管路詳細図、立体図
- 水理計算書  
使用水量、メーター種別・口径、損失水頭計算
- その他関係書類  
所有者変更届、利害関係人同意書、使用開始届等  
(指針P.13～)

②給水装置工事の概要及び設計審査について

25

工事申込み、設計審査に必要な書類はこちらのとおりです

- 工事種別ごとの申込書
- 平面管路詳細図等の図面
- 水理計算書
- その他関係書類として所有者変更届等です

工事種別や、工事内容によっては省略可能な書類もあるため、指針をよく読んだ上で書類を作成してください

### 【参考】※質問用資料 なければ割愛

- 申込書:工事種別ごとに作成
- 図面:審査時 立体図省略可→単独栓かつ家事用1世帯住宅
- 水理計算書:以下の場合には損失水頭計算が必要(指針P.10～)
  - 給水管 又はメーター口径が40mm以上の場合
  - 直結給水方式で3階以上に給水する場合
  - 連合栓(アパート、マンション等)の場合
  - 加圧給水ポンプ 及び スプリンクラー設備を使用する場合
  - タンクレストイレを設置する場合(条件あり)
  - その他、管理者が必要と認めた場合

○所有者変更届

○その他関係書類

- ・利害関係人同意書(掘削承諾、分岐承諾、占用など)
  - 他人の土地又は家屋に給水装置を設置する場合
    - 土地所有者又は建物所有者の承諾
  - 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合
    - 給水管所有者、水道組合等の承諾
- ・給水装置使用開始届(新設)、廃止届(撤去)、異動届(改造)
- ・直結給水確認書(共用メーター1栓で直結給水を行う場合)



### 3) 工事申込みに関する事務手続き

- 中高層建物直結給水の事前協議
- 配水管(配水補助管)布設要望
- 給水装置所有者変更届
- 給水装置台帳／管理図 閲覧・複写

②給水装置工事の概要及び設計審査について

次に工事申込みに関する事務手続きは、主にこちらのものがあります。

- ・ 中高層建物直結給水の事前協議
- ・ 配水管(配水補助管)布設要望
- ・ 給水装置所有者変更届
- ・ 給水装置台帳／管理図 閲覧・複写

こちらについて次のページから少し詳しく説明します。

### 3) 工事申込みに関する事務手続き

#### ・【中高層建物直結給水の事前協議】

- ・ 直結給水を実施するには、事前協議を行うことが基本
- ・ 直結給水が認められるのは必要な水量、水圧、水質を安定的かつ継続的に供給できると判断される場合
- ・ 建築計画における機械室の配置や面積に影響を与えるので、早い段階で事前協議を行う必要がある
- ・ 回答までは3週間程度要する

まずは中高層建物直結給水の事前協議についてです。

直結給水を実施するには、事前協議を行うことが基本となります。

直結給水を実施する場合は必要な水量、水圧、水質を安定的かつ継続的に供給できると判断される場合に限られるため、その都度、現況水圧、将来水圧の動向を勘案(かんあん)し判断する必要があります

事前協議の結果によって建築計画における機械室の配置や面積に影響があるため、建築設計前や給水装置工事申請前の早い段階で事前協議を行う必要があります  
配水管理課との協議が必要となった場合や現地の水圧測定などによる検討が必要となるため、事前協議申請から回答までは3週間程度の期間を設けています

場合によっては事前協議が不要となることもあるため、指針をよく確認してください。

( 全損失水頭が20m未満となる場合は、事前協議は不要)

#### 【参考】

Ⅱ 中高層建物直結給水技術基準(指針P.186～)

事前協議(指針P.187)

○直結給水を実施するには、事前協議を行うことが基本となる

- ・直結給水に必要な水量、水圧、水質を安定的かつ継続的に供給できると判断される場合(都度、現況水圧、将来水圧の動向を勘案し判断)
- ・建築計画における機械室の配置や面積に影響を与えるので、建築設計前又は給水装置工事申請前の早い段階で事前協議を行う必要がある
- ・事前協議の申請から回答まで3週間程度要するので、早めに協議申請が必要
- ・回答後2年を経過した場合は、再度協議が必要
- ・全損失水頭が20m未満となる場合は、事前協議は不要

○直結給水とは

- ・直結直圧給水方式  
配水管水圧のみを利用する(5階程度を標準)
- ・直結加圧給水方式  
加圧給水装置を用いて配水管水圧を増圧する(10階程度を標準)

○申請書類

- ・直結直圧給水事前協議申請書
- ・直結加圧給水事前協議申請書

### 3) 工事申込みに関する事務手続き

#### 【配水管（配水補助管）等の布設要望】

対象及び主な条件（各種詳細要件の合致が必要）

- 市街化区域内の公道又は私道であって、  
幅員4.0m以上を有し、技術的に布設可能なもの
    - (1) 公道（市道・法定外道路）
      - ・ 給水要望者及び建築物があること
    - (2) 私道（建築基準法上の道路で幅員4.0m以上のもの）
      - ・ 給水要望者及び建築物が各複数あること
      - ・ 私道の土地所有者全員の使用承諾及び押印
- （※建築物は、建築確認があり給水を必要とするもの）

②給水装置工事の概要及び設計審査について

28

次に配水管(配水補助管)布設要望についてです。

布設要望については、道路種別により条件等が異なります

市街化区域内であり、道路として、幅員4.0m以上を有し、技術的に布設が可能であることが条件となります。

ただし、住宅の建築が認められた一部の調整区域は市街化区域と同様に扱います

対象道路の条件や提出書類等については、「水道管布設要望に必要な提出書類等について」を参照してください

#### 【参考】

道路種別が公道(市道・法定外道路)の場合

と

要望者が複数戸の場合は私道(建築基準法上の道路で幅員4.0m以上のもの)での要望も可能となっています

## 【参考】

- ・旧事業法団地(上篠路、中沼、丘珠ほか)
  - ・まちづくり政策局の調整区域内既存住宅団地の地区計画などで指定された地域(川下、米里、曙、前田ほか)

### 公道・私道 共通事項

- ・道路として、幅員4.0m以上を有し、技術的に布設が可能であること
- ・建築物は、建築確認があり給水を必要とするもの

### その他、提出書類等

- ・対象道路の条件や提出書類等については、「水道管布設要望に必要な提出書類等について」を参照すること
- ・条件等の判断が難しい場合や不明な点などは、審査係と協議すること

### 3) 工事申込みに関する事務手続き

#### ・【配水管（配水補助管）等の布設要望】

##### ○布設要望の申請書類

###### (1) 公道

- ・ 水道管布設要望書
- ・ 位置図及び建築確認済証（写し）
- ・ 道路台帳図

###### (2) 私道

- ・ 水道管布設要望書
- ・ 位置図及び建築確認済証など
- ・ 土地使用承諾書(私道所有者全員の氏名・押印)
- ・ 土地の登記事項証明書（発行から3か月以内）及び地番図
- ・ 指定道路台帳図(写し)

(指針P. 6)

②給水装置工事の概要及び設計審査について

29

布設要望の必要書類は

公道であれば、水道管布設要望書、位置図や建築確認済証の写し、道路台帳となっており、私道では、さらに私道所有者からの承諾書や、指定道路台帳が必要になっております

#### 【参考】

布設要望の回答及び工事施工時期ですがまず布設要望への回答については、要望書提出から約3週間程度を要し、工事施工時期については回答書の交付から約4ヶ月程度を要します

要望受付窓口は審査係ではありますが、工事施工の可否については所管の配水管理課で判断して回答します

要望から布設までは時間がかかるため、建築工事や使用開始の時期等を考慮して、余裕をもって行ってください

○布設要望の受付及び施工時期などは

・布設要望の受付は通年行っていますが、施工時期は5月中旬から12月上旬までとなっています。受付が7月末日までの布設要望については、年内の施工を基本としています。

### 3) 工事申込みに関する事務手続き

#### ・【給水装置所有者変更届】

○添付資料(いずれか)

登記事項証明書（本書又は複写可）

売買契約書（複写）

印鑑証明書（本書）

※ 登記事項証明書については、登記官名及び印が確認できるもので、発行から3か月以内のもの

（法務局情報提供サービスによる印刷書類は不可）

※ 印鑑証明書については、新旧の各所有者の印鑑証明書が必要  
（届出印も印鑑証明書の印を使用）

②給水装置工事の概要及び設計審査について



30

次に給水装置所有者変更届についてです

所有者変更届本書に併せてこちらの添付書類も提出していただいています。

#### 【参考】

主に添付書類は登記事項証明書、売買契約書、印鑑証明書の3種類です

登記事項証明書については、登記官名及び印(いん)が確認できるもので、発行から3か月以内のものとしています。(法務局情報提供サービスによる印刷書類は不可)

印鑑証明書については、新旧の各所有者の印鑑証明書が必要となっております。(届出印も印鑑証明書の印を使用)

分譲マンションなどは管理規約を添付していただいていることもあります。

### 3) 工事申込みに関する事務手続き

#### ・【給水装置台帳／管理図の閲覧・複写】

☆閲覧・複写が可能な者☆

##### ○給水装置台帳

- ・給水装置所有者
- ・給水装置使用者
- ・指定事業者
- ・委任状を持った者

##### ○管理図

- ・台帳閲覧可能者
- ・工事関係者
- ・宅地建物取引調査員

閲覧時間：平日8：45～16：30まで  
(12：15～13：00を除く)

②給水装置工事の概要及び設計審査について

31

・最後に給水装置台帳／管理図 閲覧・複写についてです  
閲覧、複写が可能な物は画面のとおりですが、皆さんは指定事業者ですので台帳、  
管理図ともに閲覧することが可能となっております

閲覧申込書に記載の留意事項を遵守し、取得した台帳等取り扱いには十分注意してください

(知り得た個人情報への配慮、目的以外には使用しないこと、使用後は焼却等で廃棄すること、など)

また、閲覧時間は平日8:45～16:30までとなっております(12:15～13:00を除く)

#### 【参考】

##### ○管理図について

以下の注意を守って利用すること

(サービス協会により出図された図面に、以下の注意書きの記載あり)

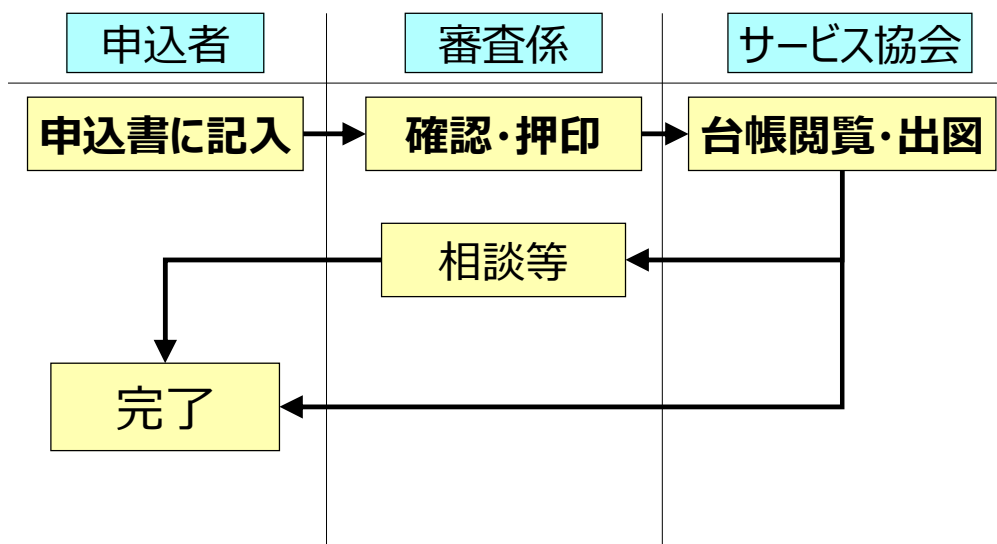
- ・参考図面であり、記載内容を保証するものではありません。
- ・工事の際は別途しゅん功図等を参照の上、試掘により埋設位置の確認を行ってください。
- ・(中・北・南・西)部配水管理課の維持管理係と事前協議を行ってください。



- 利用により発生する損害等について、札幌市は一切の責任を負いません。
- 許可なく複製することを禁じます。

### 3) 工事申込みに関する事務手続き

- 【給水装置台帳／管理図の閲覧・複写】



②給水装置工事の概要及び設計審査について

32

閲覧申込用紙は、水道局にあるほか、札幌市の申請書・届出書ダウンロードサービスで入手可能です。

台帳閲覧手続きの流れについては、こちらのとおりです。

#### 【参考】

閲覧申込書に必要事項を記入し、確認書類を審査係窓口で確認を受け、押印(確認印)してもらい、同じフロアにあるさっぽろ水道サービス協会が行っている閲覧窓口にて申込書を提出し閲覧という流れになっております

閲覧した台帳の内容について相談等がある場合は、別途審査窓口で対応しています